

第16回定時株主総会招集ご通知



LIFENET

LIFENET INSURANCE COMPANY

日	時	2022年6月26日（日曜日）午後2時	※受付開始 午後1時30分
場	所	日経カンファレンスルーム（日経ビル6階） ※開催場所が前回と異なりますので、ご注意ください。	
議	案	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間の改定の件	

株主の皆さまへ

- インターネットまたは議決権行使書用紙により、事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
議決権行使期限 2022年6月24日（金曜日）午後5時30分まで
※議決権行使に関するご案内は、4ページをご参照ください。
- 本株主総会の模様は、オンラインでご視聴いただけます。
※オンライン視聴に関するご案内は、6ページをご参照ください。

株主の皆さまへ

日頃より、温かいご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

私たちは、株主総会を株主の皆さまとの貴重な対話の機会と考えており、本年も日曜日の午後に株主総会を開催いたします。また、株主の皆さまの健康と安全を考慮しながらも、より多くの株主さまとの対話を実現するべく、本年の株主総会もご自宅等からオンラインでご参加いただけます。株主の皆さまにおかれましては、インターネット等により事前に議決権を行使いただき、オンラインでのご参加もぜひご検討くださいますようお願い申し上げます。

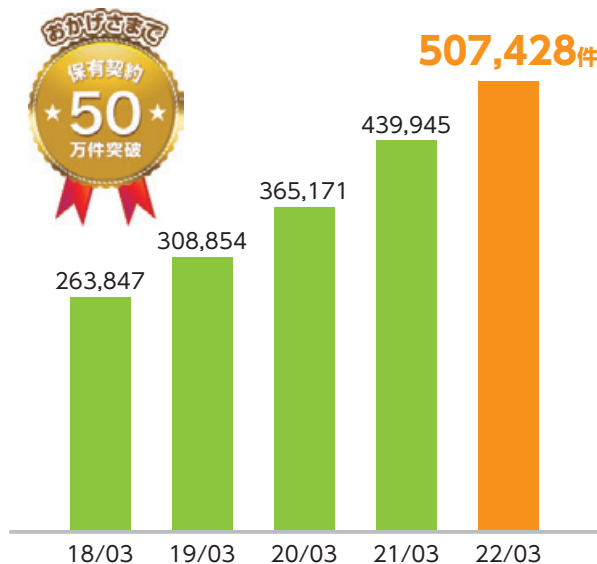
2021年度は、2018年度に掲げた経営目標であるEEV（ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー）1,000億円の到達や、保有契約件数が50万件を突破するなど、着実な成長のもとで幾つかの節目を迎えることができた1年となりました。また、2021年9月には海外市場における募集による新株式発行を行いました。

調達した成長資本をもとに、今後もオンライン生保市場の拡大を力強く牽引するリーディングカンパニーを目指して、より一層の挑戦を続けてまいりますので、引き続きご支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

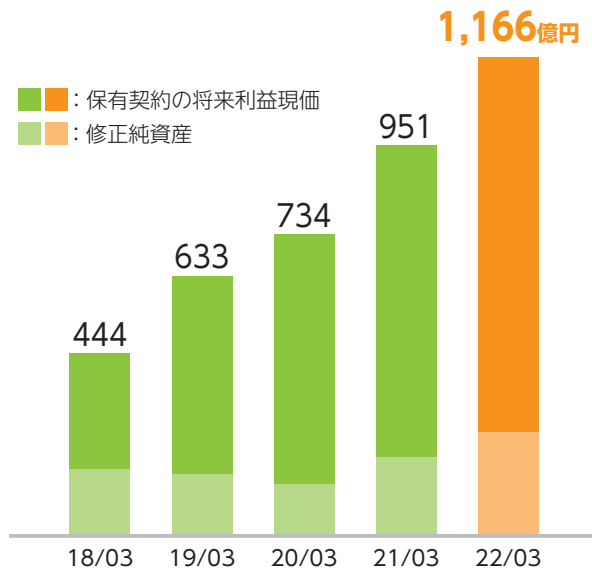


森 亮介
代表取締役社長

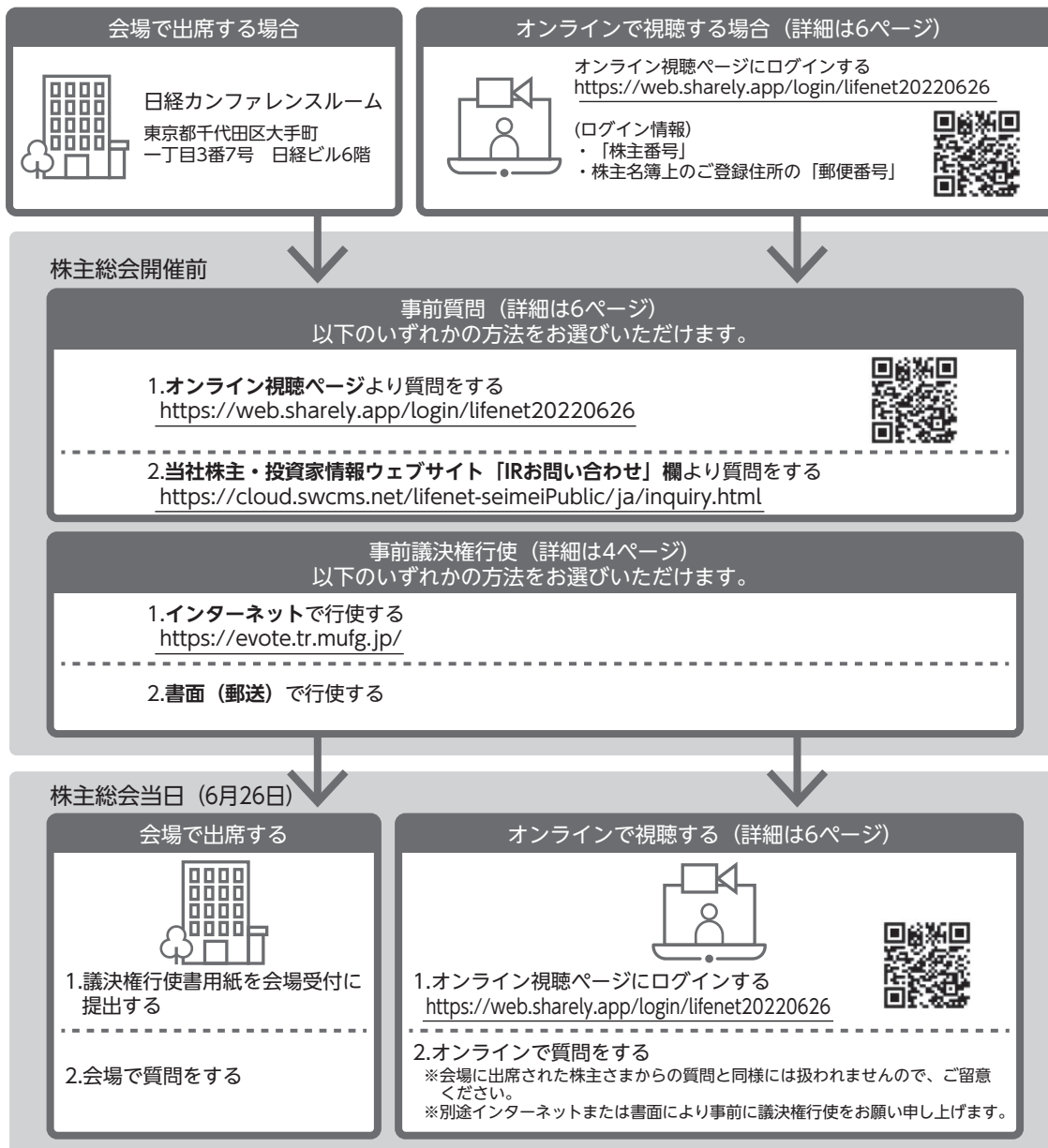
■ 保有契約件数は50万件を突破



■ EEVは1,000億円に到達



ライフネット生命の株主総会の流れ



株 主 各 位

東京都千代田区麹町二丁目14番地2麹町NKビル
ライフネット生命保険株式会社
代表取締役社長 森 亮 介

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため適切な対策を実施のうえ、開催します。

当日のご出席に際しましては、株主総会開催日時時点の感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染拡大防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会の模様は、オンラインでご視聴いただけます。詳細は、6ページに記載の「オンライン視聴に関するご案内」をご参照ください。

また、当日ご出席いただけない場合やオンラインでご視聴される場合は、インターネットまたは書面により事前に議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類の内容をご検討の上、4ページに記載の「議決権行使に関するご案内」に従って、2022年6月24日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 2022年6月26日（日曜日）午後2時（受付開始 午後1時30分）
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目3番7号
日経ビル6階 日経カンファレンスルーム
※ 開催場所が前回と異なりますので、ご注意ください。
3. 目的事項
報告事項 第16期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する
譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間の改定の件

以 上

- ~~~~~
- (1) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - (2) 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社株主・投資家情報ウェブサイト(<https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/>)に掲載します。
 - (3) 本招集ご通知に記載すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社株主・投資家情報ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
①事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保するための体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」及び「会計参与に関する事項」
②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
なお、監査等委員会が監査した事業報告及び計算書類、会計監査人が監査した計算書類は、本招集ご通知添付書類のほか、これらの当社株主・投資家情報ウェブサイトの掲載事項を含みます。
 - (4) 本株主総会は、保険契約者及び報道関係者にオンラインでご視聴いただく予定です。
 - (5) 本招集ご通知は、早期に情報をご提供する観点から、発送前に当社株主・投資家情報ウェブサイトに掲載しました。

議決権行使に関するご案内

株主総会における議決権は、以下のいずれかの方法により行使いただけます。

事前に議決権を行使いただく場合



インターネット

次ページの案内をご覧の上、議案に対する賛否をご入力ください。

▶行使期限：2022年6月24日（金曜日）午後5時30分入力分



書面（郵送）

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、ご返送ください。
賛否のご記入がない場合には、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

▶行使期限：2022年6月24日（金曜日）午後5時30分到着分

ご出席いただく場合



株主総会出席

同封の議決権行使書用紙をご持参の上、会場受付にご提出ください。

▶株主総会開催日時：2022年6月26日（日曜日）午後2時
（受付開始 午後1時30分）

- *インターネットと議決権行使書により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とします。また、インターネット（パソコン、スマートフォン等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とします。
- *今後、招集ご通知の受領を電子メールにて希望される場合は、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。

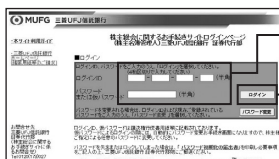
機関投資家の皆さまは、事前に申し込まれた場合には、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使についてご案内します。

ログインIDを入力する方法

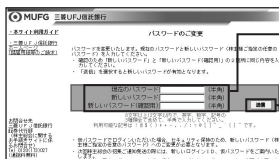
議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイト（上記URL）にアクセスしてください。
- 2 議決権行使書の右下に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを入力してください。



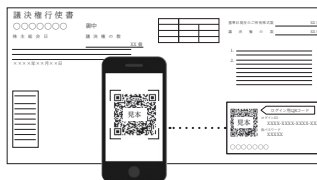
「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを読み取る方法

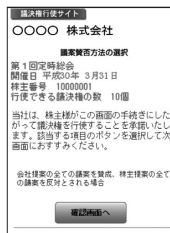
議決権行使書に記載のQRコードをスマートフォンで読み取ることで、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書の右下に記載されたQRコードを読み取ってください。（ログインID、仮パスワードは不要です。）



※「QRコード」は株式会社
デンソーウェブの登録
商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログイン
は1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコード
を用いずに議決権を行使する場合は、
左の「ログインIDを入力する方法」
をご確認ください。

パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当日のご出席に際しましては、株主総会開催日時時点の感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染拡大防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、会場において、株主さまの安全に配慮した感染防止の措置を講じますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、本株主総会の模様は、オンラインでご視聴いただけます。詳細は、6ページに記載の「オンライン視聴に関するご案内」をご参照ください。また、オンラインでご視聴される株主さまは、別途インターネットまたは書面により事前に議決権行使をお願い申し上げます。

オンライン視聴に関するご案内

本株主総会は、オンラインでご視聴いただくことが可能です。また、オンラインによるご質問も受け付けております。

ただし、オンラインによるご視聴は会社法上出席の扱いにならず、オンラインによるご質問は会場に出席された株主さまからの質問と同様には扱われませんので、ご留意ください。また、オンラインでご視聴される株主さまは、別途インターネットまたは書面により事前に議決権行使をお願い申し上げます。

上記をご了承いただき、オンラインでご視聴される株主さまは、以下の要領にてログインをお願い申し上げます。

<配信日時>

2022年6月26日（日曜日）午後2時から株主総会終了まで

※配信画面へのアクセスは午後1時45分より可能です。

<ログイン方法>

お手元の議決権行使書用紙をご確認いただきながら、以下のURLまたはQRコードからオンライン視聴ページにアクセスいただき、必要事項をご入力の上ログインをお願い申し上げます。

<https://web.sharely.app/login/lifenet20220626>



(必要事項) ①株主番号 ②株主名簿上のご登録住所の郵便番号

※書面にて事前に議決権行使される株主さまは、議決権行使書用紙を投函する前に、「株主番号」、株主名簿上のご登録住所の「郵便番号」を、必ずお手元にお控えください。

※株主番号等がご不明な場合は、以下URLをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360051199914>

<事前質問・当日質問の受付>

【事前質問】

以下いずれかの方法で、株主さまからの事前質問を受け付けております。

①上記オンライン視聴ページにログインいただいた後、「質問」タブの送信フォームよりご投稿

②当社株主・投資家情報ウェブサイト「IRお問い合わせ」欄よりご投稿

<https://cloud.swcms.net/lifenet-seimeiPublic/ja/inquiry.html>

(受付期間) 2022年5月31日（火曜日）～2022年6月15日（水曜日）

【当日質問】

オンライン視聴ページにログインいただいた後、「質問」タブの送信フォームよりご投稿ください。

(受付期間) 2022年6月26日(日曜日) 午後2時より議長の指示のある時間まで

※株主の皆さまのご関心が高い質問については、議長の判断により、本株主総会でご回答させていただきます。なお、すべてのご質問に対してご回答することができない場合もございます。また、オンラインによるご視聴では動議を提出することはできません。あらかじめご了承ください。

※その他オンラインによるご視聴に関するご利用方法に関しましては、以下FAQサイトをご確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

<オンデマンド配信>

- ・株主総会当日にご出席いただけない株主さま及びオンラインでご視聴いただけない株主さまのために、後日、株主総会当日の様様を当社株主・投資家情報ウェブサイト (<https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/>) にてオンデマンド配信することを予定しております。
- ・オンデマンド配信は、株主総会のライブ配信の映像・音声を利用し、株主さまとの質疑応答部分など一部を削除や編集して行う予定です。

<注意事項>

- ・株主総会のオンラインによるご視聴に関わる一切の通信・通話のための機器類及び利用料等一切の費用は、株主さまのご負担となりますのであらかじめご了承ください。
- ・当日は安定した配信に努めてまいります。通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時的な中断などの通信障害が発生する可能性がございます。当社はこれら通信障害によってオンラインによるご視聴の株主さまが被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ・株主総会のオンラインによるご視聴において、株主さま側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。あらかじめご了承ください。
- ・ライブ配信の映像や音声データの第三者への提供、公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- ・今後の状況により、株主総会の運営について変更が生じる場合は、当社株主・投資家情報ウェブサイト (<https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/>) にてお知らせいたしますので、適宜ご確認くださいようお願い申し上げます。

第16回定時株主総会 各種お問い合わせ窓口一覧

お問い合わせ内容	窓口	ご連絡先
議決権行使に関するお問い合わせ	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部ヘルプデスク	フリーダイヤル 0120-173-027 月曜日～金曜日(休日を除く) 午前9時～午後9時
株主総会当日のログイン方法及び 視聴サイトのご利用方法に関する お問い合わせ	コインチェック株式会社	03-6416-5287 2022年6月26日(日曜日) 午後1時～午後4時

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 発行可能株式総数の増加に関する変更

当社株式の流動性の向上及び将来の機動的な資本政策を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）で定める当社の発行可能株式総数を1億株から2億株に変更するものです。

(2) 株主総会資料の電子提供制度に関する変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更するものです。

- ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を新設するものです。
- ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主の皆さまに交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、新設するものです。
- ③ 現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は不要となるため、これを削除するものです。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

(3) 取締役（監査等委員である者を除く。）の員数に関する変更

取締役会の最適化かつ活性化及び意思決定の迅速化を通してさらなる企業価値の向上を図るため、現行定款第18条（取締役の員数）につきまして取締役（監査等委員である者を除く。）の員数を11名以内から10名以内に減少させるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、(1)発行可能株式総数の増加に関する変更、(3)取締役（監査等委員である者を除く。）の員数に関する変更に関わる定款変更は、本定時株主総会最終の時をもって効力を生じるものとします。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億株</u> とする。
第7条～第12条 (条文省略)	第7条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第16条 (条文省略)	第13条～第16条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削除)
<u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	
(新設)	(電子提供措置等)
(新設)	<u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>
	<u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、<u>11名以内</u>とする。 2 (条文省略)</p> <p>第19条～第29条 (条文省略)</p> <p>第5章 会計監査人</p> <p>第30条～第32条 (条文省略)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第33条～第37条 (条文省略)</p> <p>第7章 附則</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、<u>10名以内</u>とする。 2 (現行どおり)</p> <p>第19条～第29条 (現行どおり)</p> <p>第5章 会計監査人</p> <p>第30条～第32条 (現行どおり)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第33条～第37条 (現行どおり)</p> <p>第7章 附則</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> 第39条 第16回定時株主総会の決議による変更の前の定款第17条(以下「変更前定款第17条」という。)の削除および変更後の定款第17条の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条は、なお効力を有する。 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は、本定時総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものです。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、独立社外取締役及び代表取締役で構成される任意の指名・報酬委員会の提案を経ております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名				当社における現在の地位及び担当	
1	もり 森	りょうすけ 亮介	再任		代表取締役社長	
2	こば 木庭	やすひろ 康宏	再任		取締役副社長 執行役員 担当：経営企画部、商品開発部、資産運用部	
3	こんどう 近藤	りょうすけ 良祐	再任		取締役 執行役員 営業本部長	
4	よこざわ 横澤	じゅんぺい 淳平	再任		取締役 執行役員 お客さまサービス本部長、システム戦略本部長	
5	はせべ 長谷部	じゅん 潤	新任	社外	独立役員	-
6	さいとう 齊藤	たけし 剛	再任	社外		社外取締役

候補者番号

1

もり
森 りょうすけ
亮介

1984年3月10日生 (満38歳) 男性

再任



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

2007年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社
 2012年9月 当社 入社
 2013年5月 当社 企画部長
 2016年1月 当社 執行役員 経営戦略本部長
 2017年4月 当社 執行役員 営業本部長
 2017年6月 当社 取締役 執行役員 営業本部長
 2018年6月 当社 代表取締役社長

<所有する当社株式の数>

62,290株

取締役候補者とした理由

当社において、主に経営企画、経営管理に従事し、2017年4月からは営業の責任者として業績の伸長に貢献しました。その後取締役に就任し事業戦略を推進、2018年6月からは代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮し、一層の業績拡大に貢献しております。当社の持続的な成長のために適切な人材であることから、引き続き、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

こば やすひろ
木庭 **康宏**

1979年4月9日生 (満43歳) 男性

再任



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

2002年4月 厚生労働省入省
 2010年9月 当社 入社
 2013年10月 当社 法務部長
 2015年6月 当社 執行役員 チーフ・コンプライアンス・オフィサー
 2016年1月 当社 執行役員 コーポレート本部長 チーフ・コンプライアンス・オフィサー
 2016年6月 当社 執行役員 コーポレート本部長
 2017年4月 当社 執行役員 経営戦略本部長
 2017年6月 当社 取締役 執行役員 経営戦略本部長
 2019年7月 当社 取締役 執行役員 営業本部長
 2021年5月 ライフネットみらい株式会社 取締役(現任)
 2021年6月 当社 取締役副社長 執行役員 営業本部長
 2022年1月 当社 取締役副社長 執行役員 担当: 経営企画部、商品開発部、資産運用部(現任)

<所有する当社株式の数>

52,221株

取締役候補者とした理由

当社において、法務、リスク管理、人事総務、経営企画及び経営管理、営業の責任者を務め、生命保険事業に関する知識及び経験を有しております。2019年7月からは営業本部長として業績の伸長をけん引、2022年1月からは経営戦略を推進するなど、当社の持続的な成長のために適切な人材であることから、引き続き、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

3

こんどう
近藤

りょうすけ
良祐

1980年9月5日生 (満41歳) 男性

再任



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

2003年 4月 パイオニア株式会社入社
2009年 10月 株式会社かんば生命保険入社
2012年 3月 当社 入社
2016年 1月 当社 経営戦略本部 経営企画部長
2017年 4月 当社 営業本部 営業企画部長
2018年 6月 当社 執行役員 営業本部長
2019年 7月 当社 執行役員 担当：経営企画部、商品開発部、資産運用部
2021年 6月 当社 取締役 執行役員 担当：経営企画部、商品開発部、資産運用部
2022年 1月 当社 取締役 執行役員 営業本部長 (現任)

<所有する当社株式の数>

9,384株

取締役候補者とした理由

当社において、経営管理・IR (投資家向け広報) 等の業務経験を有し、経営企画部長、営業本部長等を歴任し、生命保険会社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる業務知識・経験があることから、引き続き、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

4

よこざわ
横澤

じゅんぺい
淳平

1980年6月18日生 (満41歳) 男性

再任



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

2003年 4月 NTTデータネット株式会社
(現 株式会社NTTデータ フィナンシャルテクノロジー) 入社
2008年 5月 当社 入社
2018年 4月 当社 営業本部 KDDI事業部長
2020年 7月 当社 お客さまサービス本部 事務企画部長
2021年 4月 当社 執行役員 システム戦略本部長
2021年 6月 当社 取締役 執行役員 お客さまサービス本部長、システム戦略本部長 (現任)

<所有する当社株式の数>

27,029株

取締役候補者とした理由

当社において、システム開発、KDDI株式会社との業務提携の推進等の業務経験を有し、KDDI事業部長、事務企画部長等を歴任し、生命保険会社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる業務知識・経験があることから、引き続き、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

5

は せ べ
長谷部 じゅん
潤

1965年11月9日生 (満56歳) 男性

新任

社外

独立
役員



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1990年4月 大和証券株式会社入社
2010年7月 株式会社コロプラ 取締役
2019年1月 株式会社Speee 社外取締役(現任)
2020年4月 株式会社東京リレーションズ 代表取締役社長(現任)

<所有する当社株式の数>

なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融、ファイナンスにおける豊富な経験、インターネットサービス、テクノロジーセクターにおける経営者としての経験を含む幅広い事業知見を有しており、当該知見を活かして経営・財務戦略の策定等の観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと及び、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことを期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

6

さいとう
齊藤 たけし
剛

1966年9月19日生 (満55歳) 男性

再任

社外



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1989年3月 第二電電株式会社(現 KDDI株式会社)入社
2014年4月 同社 コンシューマ事業企画本部コンシューマ事業管理部長
2019年4月 同社 経営管理本部経営管理部長
2021年4月 auフィナンシャルホールディングス株式会社 執行役員常務(現任)
2021年4月 auフィナンシャルサービス株式会社 取締役(現任)
2021年4月 auペイメント株式会社 取締役(現任)
2021年6月 当社 社外取締役(現任)

<所有する当社株式の数>

なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

KDDI株式会社におけるコンシューマ事業や経営管理について豊富な知見を有しており、当該知見を活かして、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 木庭康宏氏は、2022年6月22日付でライフネットみらい株式会社取締役を退任予定です。
2. 近藤良祐氏は、2022年6月22日付でライフネットみらい株式会社取締役に就任予定です。
3. 齊藤剛氏は、2022年6月9日付でauフィナンシャルサービス株式会社取締役、2022年6月10日付でauペイメント株式会社取締役に退任予定です。なお、同氏は2022年6月10日付でauじぶん銀行株式会社取締役、2022年6月13日付でauフィナンシャルホールディングス株式会社常務取締役CFOに就任予定です。
4. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
5. 齊藤剛及び長谷部潤の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者です。社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりです。
- (1) 当社は、齊藤剛氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、同氏と当該責任限定契約を継続する予定です。また、長谷部潤氏の選任が承認された場合も、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。
- (2) 齊藤剛氏は、過去10年間においてKDDI株式会社の業務執行者にあたります。KDDI株式会社は当社の特定関係事業者（主要な取引先）に該当します。
- (3) 齊藤剛氏は、当社の現任の社外取締役です。齊藤剛氏の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- (4) 長谷部潤氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、同氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所が指定する独立役員とする予定です。
6. 各候補者と当社の間には、補償契約の締結はありません。
7. 当社は、保険会社との間において、当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償金及び争訟費用等並びに公的調査に対する対応費用が填補されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同等の内容での更新を予定しております。

監査等委員会の意見

当委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任について、当社が定める「役員候補者の選任方針」の内容、その方針の各候補者への適用等に係る指名・報酬委員会での審議・検討の状況等について確認し、妥当であると判断しました。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定手続きについても特段の問題はなく、その内容につきましても、妥当であると判断しました。

(ご参考) 役員候補者の選任方針について

当社は、役員の選任及び役員報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図るため、任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、3名の独立社外取締役及び代表取締役で構成しております。役員候補者の選任方針については、指名・報酬委員会において審議の上、取締役会において制定しております。同方針は以下のとおりです。

1. 監査等委員でない取締役候補者の選任方針

- (1) 社内の監査等委員でない取締役候補者については、指名・報酬委員会において審議のうえ、取締役会において、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。
 - ・経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有すること。
 - ・十分な社会的信用を有すること。
- (2) 社外の監査等委員でない取締役候補者については、指名・報酬委員会において審議のうえ、取締役会において、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。
 - ・企業経営、法律・ガバナンス、金融、財務会計・ファイナンス、テクノロジー、マーケティング・営業の専門分野における高い見識や豊富な経験を有し、当該専門分野での相応の実績を挙げていること。
 - ・経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図るという観点からの助言を行うために必要な資質を有すること。
 - ・「独立社外取締役」については、一般株主と利益相反が生じるおそれのないこと。この場合において、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことについては、「3. 独立社外役員の独立性基準」及び東京証券取引所の独立性基準に則る。

2. 監査等委員である取締役候補者の選任方針

- 監査等委員である取締役候補者については、指名・報酬委員会において審議のうえ、監査等委員会の同意を得て、取締役会において、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。
- ・企業経営、法律・ガバナンス、金融、財務会計・ファイナンス、テクノロジー、マーケティング・営業の専門分野における高い見識や豊富な経験に基づき、取締役の職務の執行の監査及び監督を客観的かつ的確、公正かつ効率的に遂行できること。
 - ・十分な社会的信用を有すること。
 - ・「独立社外取締役」については、一般株主と利益相反が生じるおそれのないこと。この場合において、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことについては、「3. 独立社外役員の独立性基準」及び東京証券取引所の独立性基準に則る。

3. 独立社外役員の独立性基準

当社は、社外取締役又はその候補者が、以下のいずれかに該当する場合、独立社外取締役としての独立性を有しないものとみなす。

- (1) 当社又は当社の子会社の業務執行者
- (2) 当社を主要な取引先とする者（直近事業年度における当社との年間取引額が、その連結売上高の2%以上となる者をいう。）又はその業務執行者
- (3) 当社の主要な取引先（直近事業年度における当社との年間取引額が、当社の売上高の2%以上となる取引先をいう。）又はその業務執行者
- (4) 当社の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
- (5) 当社の議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している当社の大株主、又はその業務執

行者

- (6) 当社から役員報酬以外に多額（直近事業年度において個人の場合は年間1,000万円以上、又は、法人・組合等の団体の場合は総収入の2%以上をいう。）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、又は法律専門家
- (7) 過去10年間のいずれかにおいて(1)に該当したことがある者
- (8) 過去3年間のいずれかにおいて(2)から(7)までに該当したことがある者
- (9) 上記(1)から(8)までに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者

以上

(ご参考)

本定時株主総会において、第2号議案を原案どおりご承認いただいた場合の取締役会の構成及び各取締役が有する知識・経験・能力は、以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位	各取締役が有する知識・経験・能力					
		企業経営	法律 ガバナンス	金融	財務会計 ファイナンス	テクノロジー	マーケティング 営業
森 亮 介	代表取締役社長	○	○	○	○		○
木 庭 康 宏	取締役副社長		○	○	○		○
近 藤 良 祐	取締役		○	○	○		○
横 澤 淳 平	取締役			○		○	
長 谷 部 潤	社外取締役	○		○	○	○	
齊 藤 剛	社外取締役		○		○	○	○
山 崎 隆 博	取締役 (常勤監査等委員)	○	○	○	○		
林 敬 子	社外取締役 (監査等委員)	○	○	○	○		
山 下 知 之	社外取締役 (監査等委員)	○	○	○	○		○

- (注) 1. 役付取締役等は、本定時株主総会終結後の取締役会で決定する予定です。
2. 上記の一覧表は、各氏が有する知識・経験・能力の全てを表すものではありません。

(ご参考) 取締役会実効性評価の概要

取締役会の実効性と適正性を確保するため、2016年度より原則として年1回、自己評価の形式により取締役会の実効性評価を実施しております。結果は取締役会に報告され、審議を行い、改善案を策定し、取締役会のさらなる機能向上につなげております。また、取締役会だけでなく、監査等委員会および任意の指名・報酬委員会も含めたガバナンス体制全般に関して評価を実施しております。

2021年度の実効性評価の概要は以下のとおりです。

・評価プロセス

取締役会の実効性等に関するアンケートを、取締役会メンバーである全取締役に配布し、回答を得ました。また、アンケートに加えて、全取締役に対して取締役会事務局が個別にインタビューを行い、アンケートへの回答結果を踏まえて意見を聴取しました。

・評価項目

取締役会の全体評価、取締役会の構成、取締役会の運営、取締役会の議論の質、役員間のコミュニケーション、情報提供・トレーニング、株主・投資家との対話、監査等委員会の運営、任意の指名・報酬委員会の運営等

・対象

全取締役（9名）

・スケジュール

2022年3月 取締役会実効性評価アンケート実施
2022年4月 個別インタビュー実施
2022年5月 報告、改善案策定

・結果と課題

取締役会の議論は、2021年度に実施した付議基準の見直し等を通じて継続的な改善を進めながら、限られた時間で適切な議論を行うことができました。一方で、より一層の議論の量・質の向上を目的として、中期計画などのディスカッションの機会の設定や、社内検討時の論点など議論すべきポイントの明確化を指摘する意見があったため、引き続き改善に向けて検討してまいります。

また、取締役会の構成は、さらなる多様性の確保および監督機能の強化のため、女性取締役比率や独立社外取締役比率の向上に関する意見がありました。

その他、社内外役員間のコミュニケーションについては社外役員同士のコミュニケーションの機会を設けるため、2021年度は新たに社外役員会を実施しました。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間の改定の件

当社においては、2021年6月20日開催の第15回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、年額25,000万円、また年200,000株の範囲内において、対象取締役に對し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することをご承認いただいております。

今般、株主の皆さまとの価値共有を可能な限り、より長期にわたり実現させることを目的として、譲渡制限期間を、対象取締役が退任又は退職する時点までと変更することにつきご承認をお願いしたく存じます。

具体的には、現在、譲渡制限期間については、「3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」としてご承認をいただいておりますが、「対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役、執行役員その他これに準ずる地位又は従業員の地位のいずれの地位からも退任又は退職する時点までの期間」に変更したく存じます。

本議案を原案どおりご承認いただいた場合、譲渡制限付株式の付与のための報酬枠、対象取締役が発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数及び譲渡制限付株式の付与に際しての1株当たりの払込金額の考え方について変更はありません。本議案の対象取締役は第2号議案が原案どおり承認可決された場合、4名となります。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、取締役会の決議に基づいて、対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役、執行役員その他これに準ずる地位又は従業員の地位のいずれの地位からも退任又は退職する時点までの期間に、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員その他これに準ずる地位又は従業員の地位いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により役務提供期間が満了する前に上記地位

のいずれをも退任又は退職した場合などは、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、この場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、任意の指名・報酬委員会において審議の上、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案が承認可決された場合には、その後の取締役会で改定する予定の「取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針」につきましても同様の変更を反映する予定です。

(ご参考)

2021年6月20日開催の取締役会で決議された「取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針」は、以下のとおりです。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針

(取締役の報酬制度概要)

当社の役員報酬制度は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けて、健全なインセンティブとして機能するよう設計しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）の報酬額は、2021年6月20日開催の第15回定時株主総会決議に基づき、年額25,000万円（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の範囲内で決定します。

(取締役の報酬等の内容の決定体制)

当社は取締役の指名・報酬等に係る取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任の強化や役員報酬の制度設計等を目的に、3名の独立社外取締役及び代表取締役1名で構成され、委員長を独立社外取締役とする

任意の指名・報酬委員会を設置しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関しては、任意の指名・報酬委員会において審議の上、当社取締役会にて決定します。

（報酬の種類及び割合の決定）

当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）の役員報酬は、「固定報酬」に加え、短期の業績等に連動する「業績連動報酬」及び企業価値の持続的な向上を目的とした「譲渡制限付株式報酬」で構成されております。また、社外取締役の役員報酬は、「固定報酬」のみで構成されております。

なお、対象取締役の「固定報酬」、「業績連動報酬」及び「譲渡制限付株式報酬」の割合につきましては、健全なインセンティブとして機能するよう適切な支給割合を決定します。

（固定報酬）

取締役の個人別の報酬額の設定については、各取締役の業務内容及び責任範囲等を勘案し、第三者による国内企業経営者の報酬水準に関する調査等も踏まえ決定し、毎月現金で支給します。

（業績連動報酬）

当社は、役員報酬制度と経営方針を整合させ、業績の向上と企業価値の増大に向け対象取締役の意識を高める仕組として、事業の単年度業績に対する貢献に報いることを目的とした業績連動報酬制度を導入しています。

業績連動報酬は、固定報酬額を基準に算出した業績連動報酬の基準額を前提に、取締役会が定める当社の企業価値の向上及び営業活動の効率性を表す指標を用いて、単年度の目標に対する達成度合いに応じて支給額を決定します。

なお、業績連動報酬は年1回現金で支給します。

（譲渡制限付株式報酬）

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。

当年度（将来）の役務提供に対する対価として、いわゆる事前交付型譲渡制限付株式報酬を付与するものであり、対象取締役に対し付与する株式数は、固定報酬額を基準に算出した譲渡制限付株式報酬の基準額を、取締役会における割当決議日の前営業日の当社普通株式の終値で除した株式数（年20万株以内）とし、3～5年間の譲渡制限期間が満了した時点、または、譲渡制限付株式割当契約に基づき取締役会が決定した時点で譲渡制限を解除します。

以上

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

① 当事業年度における事業の経過及び成果

当事業年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言等が断続的に発出されるなかで、力強さを欠いてきました。行動制限が段階的に緩和され、経済社会活動は再開しているものの、オミクロン株の感染拡大もあり、新型コロナウイルス感染症による経済への影響には引き続き注意が必要な状況にあります。

生命保険業界においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、保険金・給付金請求手続きの簡易取り扱い、みなし入院に関する取り扱い、保険料の払込猶予期間延長等の特別な取り扱いにより、生命保険事業の社会的使命を果たすべく、お客さまに寄り添った対応を行いました。

このような状況のなか、当社は、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」という経営理念の下、インターネットを主な販売チャネルとする生命保険会社として開業から14年目を迎えました。当事業年度においても、新商品の発売、スマートフォンを活用したサービスの拡充、パートナー企業との協業を通じて、お客さま視点での商品・サービスの提供に努め、過去最高となる新契約件数を達成、保有契約件数は50万件を突破しました。

当事業年度における具体的な取組み及び成果は、以下のとおりです。

(契約の状況)

2021年度の新契約の年換算保険料^{*1}は、前事業年度比97.4%の4,089百万円、新契約件数は過去最高を更新し、前事業年度比100.0%の100,636件、新契約高は、前事業年度比93.8%の539,497百万円となりました。

当事業年度末の保有契約の年換算保険料は、前事業年度末比115.0%の21,511百万円、保有契約高は、前事業年度末比111.9%の3,351,278百万円となりました。保有契約件数は、2022年2月に50万件を突破し、前事業年度末比115.3%の507,428件となり、保有契約者数は、322,231人となりました。また、当事業年度の解約失効率^{*2}は、新型コロナウイルス感染症に伴う特別取り扱いの一環として、保険料の払込猶予期間を延長した契約を失効契約として計上した影響を含み、6.6%（前事業年度6.0%）となりました。

*1. 年換算保険料とは、1回当たりの保険料について保険料の支払い方法に応じた係数を乗じ、1年当たりの保険料に換算した金額をいいます。当社商品の保険料は全て月払いのみとなっているため、1ヶ月当たりの保険料に12を乗じたものを年換算保険料としています。

*2. 解約失効率は、解約・失効の件数を月々の保有契約件数の平均で除した比率を年換算した数値です。

○新契約の状況

(単位：百万円)

区 分	2020年度	2021年度	前事業年度比
年換算保険料	4,197	4,089	97.4%
新契約件数	100,587件	100,636件	100.0%
新契約金額（新契約高）	575,248	539,497	93.8%

(注) 新契約金額（新契約高）は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。

○保有契約の状況

(単位：百万円)

区 分	2020年度末	2021年度末	前事業年度末比
年換算保険料	18,713	21,511	115.0%
保有契約件数	439,945件	507,428件	115.3%
保有契約者数	279,243人	322,231人	115.4%
保有契約金額（保有契約高）	2,994,198	3,351,278	111.9%

(注) 保有契約金額（保有契約高）は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。

(収支の状況)

当事業年度の保険料等収入は、保有契約の増加に伴う保険料の増加及び修正共同保険式再保険における再保険収入の増加に伴い、前事業年度比125.3%の25,420百万円となりました。また、資産運用収益は、主に有価証券売却益の増加により、前事業年度比153.4%の665百万円となりました。その他経常収益は、81百万円となりました。この結果、当事業年度の経常収益は、前事業年度比125.9%の26,167百万円となりました。

保険金等支払金は、修正共同保険式再保険における再保険料の増加などに伴い、前事業年度比143.7%の8,668百万円となりました。保険金及び給付金支払額の保険料に対する割合は、前事業年度の19.5%から20.7%となりました。責任準備金等繰入額は、前事業年度比109.4%の6,903百万円となりました。責任準備金繰入額の保険料に対する割合は、前事業年度の36.2%から34.1%となりました。事業費は、広告宣伝費を中心とした営業費用の投下等により、前事業年度比121.0%の12,140百万円となりました。事業費のうち、営業費用は前事業年度比123.1%の8,262百万円、保険事務費用は前事業年度比119.3%の1,278百万円、システムその他費用は前事業年度比115.7%の2,599百万円となりました。その他経常費用は、前事業年度比112.6%の1,693百万円となりました。これらにより、当事業年度の経常費用は前事業年度比123.2%の29,413百万円となりました。

以上の結果、当事業年度の経常利益は、前事業年度のマイナス3,089百万円に対して、マイナス3,245百万円となりました。当期純利益は、前事業年度のマイナス3,114百万円に対して、マイナス3,319百万円となりました。

また、生命保険会社の収益性を示す指標のひとつである基礎利益は、前事業年度のマイナス2,874百万円に対して、マイナス3,213百万円となりました。内訳は、危険差益3,348百万円、費差益マイナス6,648百万円、利差益86百万円です。

当社は、継続的な新契約業績の成長を目指すとともに、財務健全性の維持を目的として、2019年度から新契約の一部（以下、出再契約）を対象とした修正共同保険式再保険を行っています。修正共同保険式再保険は、出再契約のリスク及び収支構造の一部を一定期間再保険会社に移転するもので、当該再保険を活用することで、新契約に係る費用の負担が、会計上の資本を急激に減少させる状況を緩和することが可能となります。具体的には、当該再保険では、新契約獲得の初年度に、出再契約に係る新契約費の一部を出再手数料として収受します。そのため、経常収益が増加します。一方、収受した出再手数料は、再保険貸に資産計上された後、一定の期間において再保険収支に基づいて段階的に償却されます。そのため、当該期間において、経常利益及び純利益は減少することとなります。再保険貸の償却が完了し、再保険契約を終了させると、その後の出再契約の利益は当社に帰属することとなります。以上により、当事業年度においては、当該再保険により経常収益は4,852百万円増加（前年同期は2,778百万円増加）、経常利益及び当期純利益は1,283百万円増加（前年同期は804百万円増加）しています。

○収支の状況

(単位：百万円)

区 分	2020年度	2021年度	前事業年度比
経常収益	20,789	26,167	125.9%
保険料等収入	20,282	25,420	125.3%
資産運用収益	433	665	153.4%
その他経常収益	73	81	111.5%
経常費用	23,879	29,413	123.2%
保険金等支払金	6,031	8,668	143.7%
責任準備金等繰入額	6,310	6,903	109.4%
資産運用費用	2	8	277.5%
事業費	10,030	12,140	121.0%
営業費用	6,712	8,262	123.1%
保険事務費用	1,071	1,278	119.3%
システムその他費用	2,246	2,599	115.7%
その他経常費用	1,503	1,693	112.6%
経常利益 (△)	△3,089	△3,245	—
当期純利益 (△)	△3,114	△3,319	—
基礎利益	△2,874	△3,213	—

(資産、負債及び純資産の状況)

当事業年度末の総資産は、67,820百万円（前事業年度末54,501百万円）となりました。主な勘定残高として、高格付けの公社債を中心とする有価証券は、47,425百万円となりました。また、再保険貸3,881百万円のうち、修正共同保険式再保険に係る未償却出再手数料の残高は3,657百万円となりました。

負債は、責任準備金が増加したことから、45,749百万円（前事業年度末38,694百万円）となりました。主な勘定残高は、責任準備金42,558百万円、支払備金984百万円となりました。なお、当社は、2018年度の新契約より、責任準備金の積立方式を5年チルメル式^{*1}から標準責任準備金^{*2}へ移行しています。2018年度期初における5年チルメル式責任準備金と標準責任準備金との差額（以下、当差額）を、2018年度から2022年度の5事業年度にわたって解消するように積立を行ってきました。この度、「保険会社向けの総合的な監督指針」を踏まえ、事業環境の変化に対応した財務基盤の強化のため2022年度に積み立てる予定であった当差額を2021年度において積立を行いました。これにより、当事業年度において標準責任準備金への移行を完了しました。

純資産は、当期純損失を計上したものの、海外市場における募集による新株式発行を行ったことにより22,071百万円（前事業年度末15,806百万円）となりました。なお、修正共同保険式再保険の活用により、純資産のうち利益剰余金には、未償却出再手数料の残高を増加させる効果を含んでおり、資本の急激な減少を緩和しています。一方、収受した出再手数料は、再保険貸に資産計上された後、一定の期間において再保険収支に基づいて段階的に償却されます。それに応じて、当該期間において、純資産が減少することとなります。

当事業年度末のソルベンシー・マージン比率は、3,182.8%（前事業年度末2,647.1%）となり、十分な支払余力を維持しています。

*1. 5年チルメル式とは、責任準備金の積立方式のひとつで、生命保険の契約当初から5年間は、保険料積立金の積立額を平準純保険料式より小さく積み立てる方式であり、生命保険会社は、その事業特性上、契約獲得費用を含む契約初年度の事業費が多額になる傾向にあることを考慮した積立方式です。また、平準純保険料式とは、保険料払込期間における事業費の想定を毎回一定額（平準）とし、責任準備金を計算する方式です。

*2. 標準責任準備金とは、保険会社が設定する保険料水準にかかわらず、監督当局が保険会社の健全性の維持、保険契約者保護の観点から定めた責任準備金の積立水準のことで、平準純保険料式により計算されます。

○資産、負債及び純資産の状況

(単位：百万円)

区 分	2020年度末	2021年度末
資産	54,501	67,820
うち金銭の信託	5,895	5,460
うち有価証券	40,007	47,425
国債	9,004	8,946
地方債	1,482	1,469
社債	21,301	24,042
株式	397	492
外国証券	0	98
その他の証券	7,821	12,375
負債	38,694	45,749
うち支払備金	837	984
うち責任準備金	35,801	42,558
純資産	15,806	22,071

(ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー)

当事業年度末のEEV (ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー) は、前事業年度末比122.6%の116,604百万円となりました。修正純資産は、海外市場における募集による新株式発行などにより、25,168百万円となりました。保有契約の将来利益現価は、新契約の獲得や、保険事故発生率の前提を見直したことなどにより91,435百万円となりました。

(単位：百万円)

	2020年度末	2021年度末	増減
EEV	95,140	116,604	21,464
修正純資産	18,990	25,168	6,177
保有契約の将来利益現価	76,149	91,435	15,286

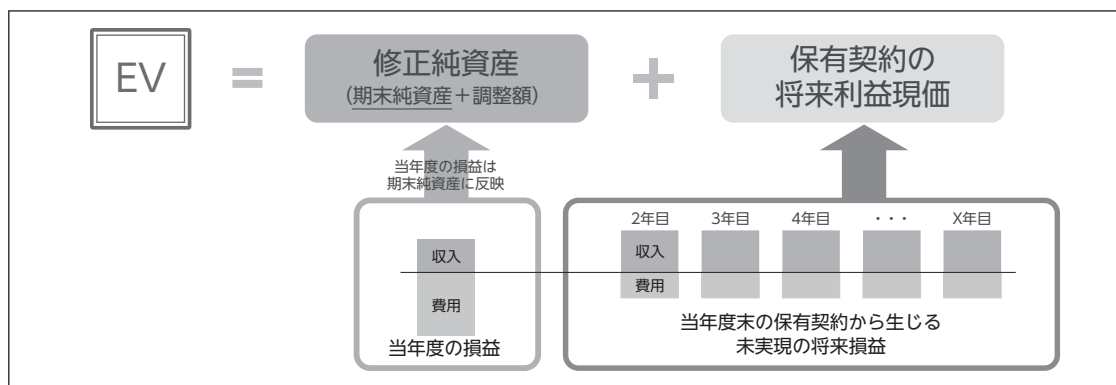
(ご参考) EV (エンベディッド・バリュー) とは

生命保険契約は、一般的に、新規の契約獲得時に多くの費用がかかりますが、収益となる保険料を生み出す期間は長期となるため、費用と収益の発生にタイムラグが生じます。そして、現在の法定会計上の損益計算書では、費用を初年度に一括計上する一方で、収益となる保険料収入は長期にわたって計上されます。保有契約に占める新契約の割合が大きい当社は、新規の契約が増加するほど、当年度に計上される費用は増加し、当期の利益は減少する構造となっております。そのため、当社は、生命保険会社の企業価値を評価するためには、法定会計に加えて、将来の利益も含めた長期の収益性を示すEV (エンベディッド・バリュー) も考慮する必要があると考え、経営方針の経営指標として定めております。経営方針の詳細は31ページをご覧ください。

EV (エンベディッド・バリュー) は、「修正純資産」と「保有契約の将来利益現価」を合計した指標であり、当社が用いるEEV (ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー) は、EV (エンベディッド・バリュー) の種類のひとつです。

「修正純資産」は、期末の純資産に調整額(負債中の内部留保等)を合計して算出します。当年度の純利益がプラスの場合は、修正純資産を増加させる要因となり、マイナスの場合は、修正純資産を減少させる要因となります。

「保有契約の将来利益現価」は、現在の保有契約から生じる将来の利益を現在価値に割り引いたもので、新契約が増加すると、一般的に、保有契約の将来利益現価が増加します。



(その他の成果)

当事業年度において、当社は「グロース」と「トランスフォーメーション」の加速を目指して、2021年9月に海外市場における募集による新株式発行を行いました。金融のデジタル化という構造的な変化を背景に、この数年間、当社の保有契約業績は力強い成長を継続しております。このようなオフラインからオンラインへの構造的かつ不可逆的な変化を好機と捉え、オンライン生保のリーディングカンパニーとして確固たる地位を築き、オンライン生保のプラットフォームへの変革を力強く推進していくべきと考え、前事業年度に引き続き資本調達を実施しました。

商品の提供においては、2021年6月に、就業不能保険「働く人への保険3」を発売しました。病気やケガで働けなくなった時の生活費から、就業復帰後も生じる治療費の負担や収入減少もサポートする、新しいコンセプトの商品です。また、サービスの提供においても、AIを活用したチャットボットの導入やライフネット生命アプリのリニューアルなど、お客さまとの接点に関わる領域でさまざまな取組みを推進しました。当社は、このような顧客体験の革新への積極的な投資が、競争優位性向上に繋がると考えております。

外部機関からの多数の評価も獲得しました。商品面では、定期死亡保険「かぞくへの保険」と就業不能保険「働く人への保険2」が「価格.com保険アワード2021年版」で5年連続総合第1位を獲得したことに加え、サービス面では、コンタクトセンターとウェブサイトが「2021年HDI格付けベンチマーク（生命保険業界）」において業界最多記録となる9回目の最高評価を受賞しました。さらに、実際に契約手続きをされたお客さまが評価する「J.D. パワー2022年生命保険契約満足度調査SM」では、ダイレクト型チャネル部門で2年連続第1位に選ばれました。

当事業年度は、中長期的な成長を見据えた取組みも推進しました。まず、ホワイトレーベル事業においては、株式会社マネーフォワードと、2021年7月から「マネーフォワードの生命保険」の提供を開始しました。

また、オンラインの生命保険プラットフォームを構築し、オンライン生保市場の拡大を牽引することを目的に、2021年5月に株式会社MILIZEとの合弁会社「ライフネットみらい株式会社」を設立し、7月からオンライン保険代理店事業及び保険証券管理サービスの提供を開始しました。

② 対処すべき課題

当社は、2018年11月に経営方針を策定し、力強い成長を実現してきました。策定当初の経営目標である「EEVの早期の1,000億円到達」が目前となったことから、2021年5月に経営目標を「EEVの早期の2,000億円到達を目指す」ことに変更しました。当社は、経営方針のもと、より一層の成長と中長期における高い収益力の実現を目指します。

経営方針の骨子は以下のとおりです。

○経営方針の骨子

経営理念	正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する
目指す姿	オンライン生保市場の拡大を力強く牽引するリーディングカンパニー
重点領域	・顧客体験の革新 デジタルテクノロジーを活用し、全てのサービスを質的に高め進化させる ・販売力の強化 積極的プロモーション及び代理店・ホワイトレーベルの拡大により、圧倒的な集客を実現する
経営目標	EEV（ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー）を 企業価値を表す重要な経営指標とし、早期の2,000億円到達を目指す

この経営方針に基づき、重点領域である「顧客体験の革新」及び「販売力の強化」に取り組むことで、2021年度において、EEVは2021年9月末時点で1,000億円に到達するとともに、保有契約件数は2022年2月に50万件を達成し、着実な成長を実現しています。また、生命保険のインターネット企業を目指して、オンラインの生命保険プラットフォームを構築する取組みの一環として、保険代理店事業を行う子会社「ライフネットみらい株式会社」を設立し、2021年7月から事業を開始しました。

2008年の当社開業時と比べ、事業環境の変化により、競合他社によるオンラインチャネルの参入が増加し、オンライン生保市場の競争も厳しさを増しています。そのような中で、当社はオンライン生保の先駆者として、市場を牽引する存在であり続けるために、2022年度も成長への投資を続けてまいります。当社は、2020年度及び2021年度の海外公募増資により得た資本を活用し、積極的な投資を行うことで、さらなる業績成長と生命保険のインターネット企業への変革を加速させるとともに、「EEVの早期の2,000億円到達」を目指して、以下の対処すべき課題に対して取組みを推進してまいります。

なお、事業環境や経営方針を踏まえて、成長投資を加速することから、法定会計上の経常損益の黒字化は、2020年代半ばから繰り下げとなる予定です。当社は、2023年度に国際財務報告基準（IFRS）の任意適用を目指しており、現時点で確定したものではありませんが、IFRSのもとで適用初年度からの利益計上を見込んでいます。

i) 保有契約業績の持続的な成長

当社は、重点領域の「顧客体験の革新」と「販売力の強化」に取り組み、保有契約業績の2桁パーセントの成長を目指します。

「顧客体験の革新」においては、幅広い年代層のお客さまに対して、オンラインでの生命保険加入ニーズが広がっていることを事業機会と捉え、その多様なニーズに応えることで保有契約の拡大を図ります。また、申し込みのフローをはじめとしたウェブサイトの改善やデジタルデータの分析に注力することで、お客さまの各種手続きの利便性を向上し、多様なニーズに応えることのできる顧客体験をお届けしていきます。特に、当社のウェブサイトに来訪してから申し込みに至るまでの体験をストレスフリーにすることに注力します。

「販売力の強化」においては、インターネットチャネルとホワイトレーベルチャネルの2つの軸で当社の商品価値を提供してまいります。インターネットチャネルにおいては、引き続き積極的に広告宣伝を行うことで認知度の向上を図ります。また、当社の開業来の主要な顧客層である30代を中心とした若年層の集客を強化するため、プロモーションの多角化等を行うことによってさらなる業績の伸長を目指します。ホワイトレーベルチャネルにおいては、中長期的に成長可能性のあるチャネルとして改めて位置づけ、KDDI株式会社、株式会社マネーフォワードをはじめとする現在のパートナー企業との取組みを強化します。KDDI株式会社においては、KDDIグループアセットを活用して、取組みを両社で推進してまいります。また、株式会社マネーフォワードにおいては、申込率の改善に注力し、お客さまへよりスムーズに商品を提供できる仕組みづくりを進めていきます。引き続き、パートナー企業の持つ高いブランド力と幅広い顧客基盤を活用した取組みを継続し、当社の商品価値の提供を継続してまいります。

ii) 生命保険のインターネット企業への変革

当社は、オンライン生保市場を力強く牽引するリーディングカンパニーを目指して、生命保険のインターネット企業への変革を加速させます。当社が開業来積み重ねてきたオンライン生保としてのノウハウを活用して、お客さまと生命保険サービスをつなぐオンラインの生命保険プラットフォームの構築を目指します。

その一環として、昨年設立した子会社において、オンライン上で保険代理店事業を開始し、当社商品を含むオンラインで販売するに相応しい商品を提供しています。今後、生命保険以外の商品の拡充やウェブサイトの改善を重ねるとともに、将来的にはこの子会社を通して、一人ひとりのお客さまに寄り添いながら、お客さまの視点で生命保険に関わる課題を解決できるプラットフォームとなることを目指します。

また、生命保険のインターネット企業への変革を実現するために、組織体制の強化も図ります。採用活動を積極化させ、特に顧客体験の革新に向けたシステム分野を中心とした人材の確保を目指します。また、従業員の成長や挑戦を支える育成体系や評価制度を進化させるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い本格的に導入したりリモートワークにおける働きやすい職場環境づくりを行うなど、生産性と効率性の向上を実現する体制を一層整備することで、経営目標の達成を目指します。

以上の取組みを推進することで、さらなる成長を目指します。株主の皆さまにおかれましては、引き続き温かいご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当事業年度)
年 度	個 人 保 険	億円 22,895	億円 25,652	億円 29,941	億円 33,512
未 契 約 高	個 人 年 金 保 険	—	—	—	—
	団 体 保 険	—	—	—	—
	団 体 年 金 保 険	—	—	—	—
	そ の 他 の 保 険	—	—	—	—
		百万円	百万円	百万円	百万円
	保 険 料 等 収 入	12,159	16,455	20,282	25,420
	資 産 運 用 収 益	365	339	433	665
	保 険 金 等 支 払 金	2,535	3,759	6,031	8,668
	経 常 利 益 (△)	△1,719	△2,382	△3,089	△3,245
	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△)	△1,735	△2,400	△3,114	△3,319
	総 資 産	38,247	41,144	54,501	67,820
	1株当たり当期純損失 (△)	△33.94円	△46.85円	△53.87円	△50.65円

(注) 1. 2018年度以降の経常利益の減少は、さらなる事業規模の拡大を目的に営業費用を投下したことによるものです。

2. 2019年度、2020年度及び2021年度は、修正共同保険式再保険により、保険料等収入、保険金等支払金、経常利益及び当期純利益が増加しております。

(3) 支店等及び代理店の状況

当社は、インターネットを主な販売チャネルとすることにより、主要な拠点を東京都千代田区の本社のみとし、支店等を設置しておりません。

当社の代理店の状況は、以下のとおりです。

(単位：店)

区 分		前事業年度末	当事業年度末	当事業年度増減
代 理 店		36	32	△4
海 外 代 理 店		—	—	—
	計	36	32	△4

(4) 使用人の状況

(2022年3月31日現在)

区 分	前 年 事 業 末	当 年 事 業 末	当 事 業 年 度 増 減	当 事 業 年 度 末 現 在		
				平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数	平 均 給 与 月 額
内 務 職 員	165名	174名	9名	40.2歳	5.3年	558.8千円
営 業 職 員	—	—	—	—		

(注) 1. 内務職員174名のうち、男性は96名、女性は78名です。

2. 使用人の状況には、契約社員及び他社からの出向者を含み、派遣社員及び当社からの出向者を含んでおりません。

3. 派遣社員の平均雇用人員は76名です。

4. 平均給与月額、税込定例給与であり、賞与及び時間外手当を含んでおりません。

(5) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 資金調達状況

当社は、2021年9月に、海外市場における募集による新株式発行により9,771百万円の資金調達を行いました。

なお、新株式発行数は9,000,000株、1株当たり発行価額は1,085.76円です。

(7) 設備投資の状況

① 当事業年度における設備投資の総額

設備投資の主な内容は、保険申し込みフローの改修に係るシステム費用です。

(単位：百万円)

設備投資の総額	476
---------	-----

② 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
システム基盤の改修	24

(注) 業務効率の向上等を図ることを目的としたシステム投資です。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社等の状況

該当事項はありません。

③ 重要な業務提携の概況

当社は、2015年4月にKDDI株式会社（以下「KDDI社」）と業務提携契約を締結しております。また、2019年12月には、KDDI社の金融事業に係る組織再編が行われたことに伴い、auフィナンシャルホールディングス株式会社を加えた三社間で業務提携契約を締結しました。今後は両社と連携し、それぞれの顧客基盤・ブランド・事業ノウハウなどの強みを活かした商品・サービスを共同で提供してまいります。

2013年4月に、Swiss Reグループの再保険会社であるSwiss Reinsurance Company Ltd（以下「Swiss Re社」）が当社の主要株主となるとともに、当社はSwiss Re社と業務提携契約を締結しました。2017年3月に、Swiss Reグループ内における当社株式の所有会社の変更により、当社の主要株主はSwiss Re社からSwiss Re Life Capital Ltd（以下「SRLC社」）へ異動するとともに、業務提携契約もSRLC社と締結しましたが、2021年4月に、契約期間の満了により、業務提携契約は終了しました。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(2022年3月31日現在)

ふり 氏	がな 名	役職及び担当	重要な兼職の状況		
もり 森	りょう 亮	すけ 介	代表取締役社長	—	
こ 木	ば 庭	やす 康	ひろ 宏	取締役副社長 執行役員 担当：経営企画部、 商品開発部、資産運用部	ライフネットみらい株式会社 取締役
こん 近	どう 藤	りょう 良	すけ 祐	取締役 執行役員 営業本部長	—
よこ 横	ざわ 澤	じゅん 淳	べい 平	取締役 執行役員 お客さまサービス本部長、 システム戦略本部長	—
みず 水	こし 越	ゆたか 豊		取締役（社外役員）	ボストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー アサガミ株式会社 社外取締役 株式会社カプコン 社外取締役 株式会社ADKホールディングス 社外取締役（監査等委員）
さい 齊	とう 藤	たけし 剛		取締役（社外役員）	auフィナンシャルホールディングス株式会社 執行役員常務 auフィナンシャルサービス株式会社 取締役 auペイメント株式会社 取締役
やま 山	さき 崎	たか 隆	ひろ 博	取締役（常勤監査等委員）	ライフネットみらい株式会社 監査役
はやし 林	けい 敬	こ 子		取締役（監査等委員）（社外役員）	日本公認会計士協会 常務理事 株式会社明電舎 社外取締役（監査等委員） 日本フィルコン株式会社 社外監査役 日本ビルファンド投資法人 監督役員
やま 山	した 下	とも 知	ゆき 之	取締役（監査等委員）（社外役員）	エーオンソリューションズジャパン株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 当社は、2021年6月20日開催の第15回定時株主総会決議に基づき、同定時株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行しています。また、山崎隆博氏は、同定時株主総会の終結の時をもって常勤監査役を任期満了により退任し、取締役（常勤監査等委員）に就任しています。林敬子氏は、同定時株主総会の終結の時をもって取締役（社外役員）を任期満了により退任し、取締役（監査等委員）（社外役員）に就任しています。
2. 横澤淳平氏は、2021年6月20日付で、役職及び担当が、執行役員 システム戦略本部長から、取締役 執行役員 お客さまサービス本部長、システム戦略本部長に変更になりました。
3. 木庭康宏氏は、2022年1月1日付で、役職及び担当が、取締役副社長 執行役員 営業本部長から、取締役副社長 執行役員 担当：経営企画部、商品開発部、資産運用部に変更になりました。近藤良祐氏は、同日付で、役職及び担当が、取締役 執行役員 担当：経営企画部、商品開発部、資産運用部から、取締役 執行役員 営業本部長に変更になりました。
4. 山崎隆博氏は、会社経営及び金融に関する豊富な経験と高い見識を有しています。林敬子氏は、公認会

計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。山下知之氏は、公認会計士として、また、証券会社の投資銀行部門に勤務、M&Aや資金調達等の財務アドバイザー業務に従事し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

5. 重要な会議への出席による情報収集、業務執行部門からの業務執行状況の聴取及び監査部との密接な連携等を通じて、監査等委員会の監査・監督機能の実効性の確保を図るため、山崎隆博氏を常勤の監査等委員として選定しています。
6. 水越豊氏並びに林敬子及び山下知之の各氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ています。
7. 齊藤剛氏は、2022年6月9日付でauフィナンシャルサービス株式会社取締役を、2022年6月10日付でauペイメント株式会社取締役を退任する予定です。また、2022年6月10日付でauじぶん銀行株式会社取締役に、2022年6月13日付でauフィナンシャルホールディングス株式会社常務取締役CFOに就任する予定です。
8. 木庭康宏氏は、2022年6月22日付で、ライフネットみらい株式会社取締役を退任する予定です。近藤良祐氏は、同日付で、ライフネットみらい株式会社取締役に就任する予定です。
9. 当社は、執行役員制度を導入しております。2022年3月31日現在の取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりです。

ふり 氏	がな 名	役 職 及 び 担 当
かた 片	だ 田	執行役員 CCO (チーフ・コンプライアンス・オフィサー) CISO (チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー) 担当：人事総務部、法務部、リスク管理部
きし 岸	もと 本	執行役員 担当：経理部、数理部、データサイエンス推進室

10. 2022年6月26日付で、以下のとおり、執行役員を新たに選任する予定です。

ふり 氏	がな 名	役 職 及 び 担 当
かわ 河	さき 崎	執行役員 担当：経営企画部、経理部、数理部

なお、岸本巖氏は、2022年6月26日付で、執行役員を退任する予定です。同氏は、執行役員を退任した後も、当社にてこれまでの経験を活かした業務に従事する予定です。

また、木庭康宏氏は、2022年6月26日付で、役職及び担当が、取締役副社長 執行役員 担当：経営企画部、商品開発部、資産運用部から、取締役副社長 執行役員 担当：商品開発部、資産運用部に変更になる予定です。近藤良祐氏は、2022年6月26日付で、役職及び担当が、取締役 執行役員 営業本部長から、取締役 執行役員 営業本部長 担当：データサイエンス推進室に変更になる予定です。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 会社役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

(監査等委員会設置会社移行前)

当社の取締役の報酬等は、2018年6月24日開催の第12回定時株主総会において、年額18,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とすることが決議されています。なお、当社の取締役は同日現在で10名（うち社外取締役は4名）です。

また、2019年6月23日開催の第13回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）を対象とする株式報酬制度を設定し、上記の報酬枠の範囲内にて、譲渡制限付株式の付与のための報酬として金銭債権を支給することが決議されています。当社が発行又は処分する普通株式の総数は年200,000株以内（ただし、株式分割や株式併合が行われた場合等には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）と、1株当たりの払込金額は対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定すると、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式割当契約に基づき割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間とされました。なお、当社の取締役は同日現在で8名（うち社外取締役は4名）、対象取締役は4名です。

監査役の報酬等は、2012年6月24日開催の第6回定時株主総会において、年額4,000万円以内とすることが決議されています。なお、当社の監査役は同日現在で4名（うち社外監査役は3名）です。

(監査等委員会設置会社移行後)

当社の監査等委員でない取締役の報酬等は、2021年6月20日開催の第15回定時株主総会において、年額25,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とすることが決議されています。なお、当社の監査等委員でない取締役は同日現在で6名（うち社外取締役は2名）であり、当事業年度末日現在でも同数です。

また、同定時株主総会において、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）を対象とする株式報酬制度を設定し、上記の報酬枠の範囲内にて、譲渡制限付株式の付与のための報酬として金銭債権を支給することが決議されています。当社が発行又は処分する普通株式の総数は年200,000株以内（ただし、株式分割や株式併合が行われた場合等には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）と、1株当たりの払込金額は対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定すると、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式割当契約に基づき割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間とされました。なお、

当社の監査等委員でない取締役は同日現在で6名（うち社外取締役は2名）、対象取締役は4名であり、当事業年度末日現在でも同数です。

監査等委員である取締役の報酬等は、2021年6月20日開催の第15回定時株主総会において、年額5,000万円以内とすることが決議されています。なお、当社の監査等委員である取締役は同日現在で3名（うち社外取締役は2名）であり、当事業年度末日現在でも同数です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項

当社は、2021年6月20日開催の取締役会において、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を決議しています。

なお、取締役会は、役員報酬等に係る取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任の強化や制度設計等を目的に、3名の独立社外取締役及び代表取締役1名で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の指名・報酬委員会に、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項を諮問し、提案を受けただうえで、当該決定方針を決議しています。

当社の監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針は、以下のとおりです。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針
<p>(取締役の報酬制度概要)</p> <p>当社の役員報酬制度は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けて、健全なインセンティブとして機能するよう設計しております。</p> <p>当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）の報酬額は、2021年6月20日開催の第15回定時株主総会決議に基づき、年額25,000万円（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の範囲内で決定します。</p>
<p>(取締役の報酬等の内容の決定体制)</p> <p>当社は取締役の指名・報酬等に係る取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任の強化や役員報酬の制度設計等を目的に、3名の独立社外取締役及び代表取締役1名で構成され、委員長を独立社外取締役とする任意の指名・報酬委員会を設置しております。</p> <p>取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関しては、任意の指名・報酬委員会において審議の上、当社取締役会にて決定します。</p>

（報酬の種類及び割合の決定）

当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）の役員報酬は、「固定報酬」に加え、短期の業績等に連動する「業績連動報酬」及び企業価値の持続的な向上を目的とした「譲渡制限付株式報酬」で構成されております。また、社外取締役の役員報酬は、「固定報酬」のみで構成されております。

なお、対象取締役の「固定報酬」、「業績連動報酬」及び「譲渡制限付株式報酬」の割合につきましては、健全なインセンティブとして機能するよう適切な支給割合を決定します。

（固定報酬）

取締役の個人別の報酬額の設定については、各取締役の業務内容及び責任範囲等を勘案し、第三者による国内企業経営者の報酬水準に関する調査等も踏まえ決定し、毎月現金で支給します。

（業績連動報酬）

当社は、役員報酬制度と経営方針を整合させ、業績の向上と企業価値の増大に向け対象取締役の意識を高める仕組として、事業の単年度業績に対する貢献に報いることを目的とした業績連動報酬制度を導入しています。

業績連動報酬は、固定報酬額を基準に算出した業績連動報酬の基準額を前提に、取締役会が定める当社の企業価値の向上及び営業活動の効率性を表す指標を用いて、単年度の目標に対する達成度合いに応じて支給額を決定します。

なお、業績連動報酬は年1回現金で支給します。

（譲渡制限付株式報酬）

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。

当年度（将来）の役務提供に対する対価として、いわゆる事前交付型譲渡制限付株式報酬を付与するものであり、対象取締役に対し付与する株式数は、固定報酬額を基準に算出した譲渡制限付株式報酬の基準額を、取締役会における割当決議日の前営業日の当社普通株式の終値で除した株式数（年20万株以内）とし、3～5年間の譲渡制限期間が満了した時点、または、譲渡制限付株式割当契約に基づき取締役会が決定した時点で譲渡制限を解除します。

当社取締役会は、当事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が2021年6月20日開催の取締役会で決議された「取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針」と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しました。

③ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等に係る業績指標は、当社の企業価値を表す最も重要な指標として経営方針の経営目標に掲げていること、また、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることから、1株当たりEEV（ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー）の成長率とEEVの成長を支える収益性指標として営業費用効率（営業費用を新契約件数で除した新契約1件当たりの営業費用）の2つの指標を定めています。

経営目標では「EEVの早期の2,000億円到達を目指す」こととしており、当事業年度末のEEVは116,604百万円（前事業年度末は95,140百万円）となり、当事業年度における1株当たりEEVの成長率は6.6%、営業費用効率は8.2万円となりました。

その結果、1株当たりEEVの成長率および営業費用効率の水準に応じた係数により算出される業績連動報酬等の支給率は基準額に対して33.1%となりました。当該支給率に、業績連動報酬等の基準額を乗じた金額を最終的な業績連動報酬等の支給額として決定しました。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	14,542万円 (900万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	650万円 (250万円)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3名 (2名)	2,355万円 (1,050万円)
合 計	15名	17,547万円

(注) 1. 当社は、2021年6月20日開催の第15回定時株主総会決議に基づき、同定時株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行しています。

監査等委員でない取締役の区分には、監査等委員会設置会社移行前における取締役を含みます。

監査等委員でない取締役及び監査役の支給人数及び報酬等には、同定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役4名(うち社外取締役2名)及び監査役3名(うち社外監査役2名)及びその在任中の報酬等が含まれています。なお、社外取締役1名は、取締役を退任した後、監査等委員である取締役に就任したため、取締役在任期間は取締役に、監査等委員である取締役在任期間は監査等委員である取締役に含めて記載しています。監査役1名は、監査役を退任した後、監査等委員である取締役に就任したため、監査役在任期間は監査役に、監査等委員である取締役在任期間は監査等委員である取締役に含めて記載しています。支給人数の合計(15名)は、延べ人数を記載しており、実人数は13名です。

2. 監査等委員でない取締役の支給人数及び報酬等には、無報酬の社外取締役2名を含んでいません。

3. 監査等委員でない取締役の報酬等の額には、固定報酬9,902万円のほか、非金銭報酬等(株式報酬に係る当事業年度の費用計上額)4,324万円、業績連動報酬等(当事業年度の役員賞与引当金計上額)315万円が含まれています。なお、監査役および監査等委員である取締役に対しては、報酬等として固定報酬のみ支給しており、非金銭報酬等および業績連動報酬等は支給していません。

4. 非金銭報酬等である株式報酬の割当の際に付された条件の概要は、以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間 2021年8月6日から2024年8月5日まで

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、下記(3)に該当した場合を除き、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中の解除

当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が、会社都合その他当社取締役会が正当と認めた事由により、当社の取締役の地位を退任(死亡による退任を含む。)した場合に限り、以下の通り、譲渡制限を解除する。

①譲渡制限の解除時期

対象取締役の退任後、取締役会が別途決定した時点

②譲渡制限の解除対象となる株式数

当該対象取締役が退任した時点において保有する本割当株式の数に、第15回定時株主総会の開催日を含む月から当該対象取締役の退任日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数の株数(単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)

(4) 当社による無償取得

当社は、上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、第15回定時株主総会の開催日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数(単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)の株式について、本譲渡制限期間中であっても、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況は、事業報告50ページ「4.

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

(3) 責任限定契約・補償契約

当社は以下のとおり、業務執行取締役等である者を除く取締役及び取締役（監査等委員）と責任限定契約を締結しています。なお、補償契約は締結していません。

氏名	責任限定契約・補償契約の内容の概要等
水越豊	在任中、その任務を怠ったことにより会社に損害を加えた場合において、非業務執行取締役等が職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限として、損害賠償責任を負うものとし、当該限度額を超える額については、会社は非業務執行取締役等の損害賠償責任を免除する。
齊藤剛	
山崎隆博	
林敬子	
山下知之	

(4) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
役員及び従業員	当社は、保険会社との間において、被保険者である役員又は従業員がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償金及び争訟費用等並びに公的調査に対する対応費用が填補されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者は保険料を負担していません。

(注) 被保険者である従業員の範囲は、管理職従業員、役員と共同被告になったか、他の従業員または派遣社員からハラスメントなどの不当労働行為を理由に損害賠償請求を受けた場合の全従業員（被保険者の配偶者または法定相続人を含みます。ただし、役員及び保険対象従業員が行った不当な行為に起因するものに限ります。）です。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(2022年3月31日現在)

氏名	重要な兼職その他の状況
水越 豊	ボストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー、アサガミ株式会社社外取締役、株式会社カプコン社外取締役及び株式会社ADKホールディングス社外取締役（監査等委員）を兼職しています。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
齊藤 剛	auフィナンシャルホールディングス株式会社（以下「auFH社」）執行役員常務、auフィナンシャルサービス株式会社（以下「auFS社」）取締役、auペイメント株式会社（以下「auP社」）取締役を兼職しています。auFH社は、当社の主要株主かつ筆頭株主であり、当社のその他の関係会社です。当社は、auFH社とその親会社であるKDDI株式会社（以下「KDDI社」）の三社間で業務提携契約を締結しています。また、当社は、当事業年度において、auFS社との間に、セミナー開催の取引があります。auP社との間に記載すべき取引関係はありません。なお、当社は、当事業年度において、KDDI社との間に、保険販売に関する代理店手数料等の取引があります。また、当社は、当事業年度において、同社の子会社であるau Reinsurance Corporationとの間に、再保険契約に係る取引があります。
林 敬子	日本公認会計士協会常務理事、株式会社明電舎社外取締役（監査等委員）、日本フィルコン株式会社社外監査役、日本ビルファンド投資法人監督役員を兼職しています。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
山下 知之	エーオンソリューションズジャパン株式会社代表取締役社長を兼職しています。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。

（注）齊藤剛氏は、2022年6月9日付でauフィナンシャルサービス株式会社取締役を、2022年6月10日付でauペイメント株式会社取締役を退任する予定です。また、2022年6月10日付でauじぶん銀行株式会社取締役に、2022年6月13日付でauフィナンシャルホールディングス株式会社常務取締役CFOに就任する予定です。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
水 越 豊	5年10ヶ月	取締役会14回中14回出席 指名・報酬委員会7回中7回出席	コンサルティングファームにおける会社経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会で必要な発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を果たしています。また、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関与し、監督機能を果たしています。
齊 藤 剛	10ヶ月	取締役会11回中11回出席	KDDI株式会社におけるコンシューマ事業や経営管理の知見に基づき取締役会で適宜発言し、当該知見による監督、助言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を果たしています。
林 敬 子	1年10ヶ月	取締役会14回中14回出席 監査等委員会11回中11回出席 指名・報酬委員会7回中7回出席	会社経営者としての経験、公認会計士として経理財務に関する高い専門性に基づき取締役会で適宜発言し、当該知見による監督、助言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を果たしています。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関与し、監督機能を果たしています。
山 下 知 之	10ヶ月	取締役会11回中11回出席 監査等委員会11回中11回出席 指名・報酬委員会5回中5回出席	会社経営者としての経験、金融、ファイナンスに関する豊富な経験と幅広い知見に基づき取締役会で適宜発言し、当該知見を活かして特にガバナンスの強化、経営戦略の策定等に関して取締役の職務執行に対する監督、助言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を果たしています。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関与し、監督機能を果たしています。

(3) 社外役員に対する報酬等

区 分	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	7名	2,200万円	—

- (注) 1. 支給人数及び保険会社からの報酬等には、2021年6月20日開催の第15回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外役員4名及びその在任中の報酬等が含まれています。なお、社外取締役1名は、取締役を退任した後、監査等委員である取締役に就任したため、支給人数(7名)は延べ人数を記載しており、実人数は6名です。
2. 支給人数及び報酬等には、無報酬の社外取締役2名を含んでいません。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 100,000,000株

発行済株式総数 69,679,538株

(注) 発行済株式総数は、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行により37,402株、海外市場における募集による新株式発行により9,000,000株、新株予約権の行使により31,000株増加しました。

(2) 当事業年度末株主数 5,845名

(3) 大株主（上位10名）

(2022年3月31日現在)

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
auフィナンシャルホールディングス株式会社	12,800,000	18.36
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 7 4 2	5,683,900	8.15
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	5,315,800	7.62
株式会社セブン・フィナンシャルサービス	3,250,000	4.66
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,670,900	3.83
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	2,016,600	2.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,847,000	2.65
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 1 0 3	1,730,694	2.48
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	1,418,100	2.03
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 1 0 3 1 2	1,278,938	1.83

(注) 1. 持株比率は自己株式（158株）を控除して計算しております。

2. Swiss Reinsurance Company Ltdから、2021年9月13日付けで公衆の縦覧に供されている変更報告書において、2021年9月8日時点で、5,683,900株を取得した旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載に基づき、「(3)大株主（上位10名）」には名称を記載しておりません。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）	37,402株	4名

(注) 1. 当社は、当社の監査等委員である取締役及び社外取締役に対して、株式を交付していません。

2. 株式報酬の内容につきましては、事業報告44ページ「2. (2) 会社役員に対する報酬等」に記載しています。

5. 新株予約権等に関する事項

6. 会計監査人に関する事項

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

8. 業務の適正を確保するための体制

9. 特定完全子会社に関する事項

10. 親会社等との間の取引に関する事項

11. 会計参与に関する事項

以上の5から11までの事項等は、法令及び当社定款の規定に基づき、当社株主・投資家情報ウェブサイト（<https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/stock/meeting.html>）に掲載しております。

12. その他

当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項の決定機関を取締役会とすることができる旨を定款に規定しております。

当社は、累積損失を計上していることに加え、中長期の収益性の向上を目指して成長基盤の強化を優先することから、現時点での剰余金の配当に関する具体的な実施時期等は未定です。今後も、認知度向上、新しい商品・サービスの開発等の成長施策、システム投資等に調達資金を有効活用し、事業の拡大と利益の創出に努めます。将来的には剰余金の配当を含めた株主還元策の実施を検討することとします。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	3,761	保険契約準備金	43,542
預貯金	3,761	支払備金	984
買入金銭債権	3,999	責任準備金	42,558
金銭の信託	5,460	代理店借	48
有価証券	47,425	再保険借	404
国債	8,946	その他負債	1,379
地方債	1,469	未払法人税等	3
社債	24,042	未払金	30
株式	492	未払費用	1,270
外国証券	98	預り金	16
その他の証券	12,375	リース債務	7
有形固定資産	97	資産除去債務	34
建物	25	仮受金	17
リース資産	7	特別法上の準備金	102
その他の有形固定資産	64	価格変動準備金	102
無形固定資産	1,293	繰延税金負債	271
ソフトウェア	1,123	負債の部合計	45,749
ソフトウェア仮勘定	170	(純資産の部)	
代理店貸	7	資本金	21,655
再保険貸	3,881	資本剰余金	21,655
その他資産	1,892	資本準備金	21,655
未収金	1,585	利益剰余金	△21,936
前払費用	131	その他利益剰余金	△21,936
未収収益	101	繰越利益剰余金	△21,936
預託金	73	自己株式	△0
仮払金	1	株主資本合計	21,373
		その他有価証券評価差額金	697
		評価・換算差額等合計	697
		純資産の部合計	22,071
資産の部合計	67,820	負債及び純資産の部合計	67,820

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	26,167
保険料等収入	25,420
保険料	19,835
再保険収入	5,585
資産運用収益	665
利息及び配当金等収入	415
預貯金利息	0
有価証券利息・配当金	415
その他利息配当金	0
金銭の信託運用益	70
有価証券売却益	178
その他経常収益	81
その他の経常収益	81
経常費用	29,413
保険金等支払金	8,668
保険金	2,546
給付金	1,563
その他返戻金	1
再保険料	4,558
責任準備金等繰入額	6,903
支払備金繰入額	146
責任準備金繰入額	6,756
資産運用費用	8
支払利息	0
為替差損	0
その他運用費用	7
事業費	12,140
その他経常費用	1,693
税金	1,169
減価償却費	390
その他の経常費用	133
経常損失 (△)	△3,245
特別損失	68
固定資産等処分損	42
特別法上の準備金繰入額	26
価格変動準備金繰入額	26
税引前当期純損失 (△)	△3,314
法人税及び住民税	4
法人税等合計	4
当期純損失 (△)	△3,319

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

ライフネット生命保険株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋	山	範	之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廣	瀬	文	人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ライフネット生命保険株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- (2) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン会議等のツールも活用し、会社の内部監査・内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、必要に応じて当該子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

ライフネット生命保険株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山 崎 隆 博 ㊟

監査等委員 林 敬 子 ㊟

監査等委員 山 下 知 之 ㊟

(注1) 監査等委員林敬子及び山下知之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(注2) 当社は、2021年6月20日開催の第15回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。2021年4月1日から移行日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

ライフネットの生命保険マニフェスト

「正直に わかりやすく、安くて、便利に。」

1 私たちの行動指針

- (1) 私たちは、生命保険の未来をつくる。生命保険は生活者の「ころばぬ先の杖がほしい」という希望から生まれてきたという原点を忘れずに。
- (2) 私たちは、お客さまの声に耳を傾け、お客さまに何が必要かを常に考え行動する。
- (3) 私たちは、自分たちの友人や家族に自信をもってすすめられる商品・サービスだけを届ける。
- (4) 顔の見える会社にする。私たちは、経営のこと、商品のこと、社員のこと、どんな会社なのか、正直に伝える。
- (5) 私たちは、多様性を尊重し、協力しあうことで、変化に対応しつづける。100年後もお客さまに安心を届けられる会社であるために。
- (6) 私たちは、常に誠実に行動する。コンプライアンスを遵守し、倫理を大切にします。

3 生命保険料を、安くする

- (1) 私たちは、保障内容を過剰にしない。必要な備えを、適正な生命保険料で提案する。
- (2) 私たちは、よい商品を安く提供するための工夫を怠らない。
- (3) 私たちは、生命保険料を抑え、その分をお客さまの人生の楽しみに使ってほしいと考える。

お客さま一人ひとりの生き方を
応援する企業でありたい。

そのために、これからも挑戦を続けます。

2 生命保険を、もっと、わかりやすく

- (1) 私たちは、「生命保険がわかる」情報を提供する。お客さまが自分にあった保障を納得して、選べるように。
- (2) 私たちは、誰もが読んで理解できる「約款」（保険契約書）をつくる。
- (3) 私たちは、お申し込みだけでなく、保険金・給付金を請求するときにこそ、わかりやすいと思ってもらえる商品やサービスを届ける。

4 生命保険を、もっと、便利に

- (1) 私たちは、ご契約の検討から保険金・給付金の受け取りまで、あらゆる場面でお客さまの便利を追求する。
- (2) 私たちは、私たちの考えに共鳴してくれたパートナーと協力して、お客さまに商品やサービスを届ける手段を増やす。
- (3) 私たちは、生命保険の枠を超えて、「生きていく」ことを支える情報とサービスに触れる機会を増やす。
- (4) 私たちは、お客さまの期待の先にある「便利な生命保険」を通して、次の時代の当たり前をつくる。

ライフネット生命保険株式会社

ライフネット生命のサステナビリティ

2008年の開業以来掲げているライフネットの生命保険マニフェストを軸に、「ガバナンスの継続的強化」「お客さま本位の業務運営」「社会変化への適応」を通じて、持続可能な社会の実現と当社の企業価値向上を目指します。

詳細は、ライフネット生命サステナビリティページをご覧ください。

<https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/sustainability.html>



ガバナンスの継続的強化

持続的な成長を支えるガバナンスのさらなる強化に向けた取組みを実施

監査等委員会設置会社への移行

スキル・マトリックスの開示

役員報酬として、固定報酬・譲渡制限付
株式報酬に加え、新たに業績連動報酬を導入

取締役会実効性評価の拡充
(アンケートに加え、個別インタビューの導入)

お客さま本位の業務運営

顧客体験向上への取組みを通じ、外部からも高い評価を獲得

生命保険ランキングで、
申込手続きにおける評価で第1位を獲得

2022年 オリコン顧客満足度®調査
生命保険 加入手続き 第1位



コンタクトセンターとウェブサイトが
生命保険業界で歴代最多となる
9回目の3つ星ダブル受賞

2021年HDI格付けベンチマーク



社会変化への適応

社会の構造的変化に合わせた商品・サービスを提供

ホワイトレーベル事業の拡大のため、新たに
「マネーフォワードの生命保険」の販売を開始

オンライン生命保険プラットフォーム構築のため、
子会社「ライフネットみらい株式会社」を設立し、
オンライン保険代理店事業を開始



会場のご案内

日経カンファレンスルーム

東京都千代田区大手町一丁目3番7号 日経ビル6階

※会場が前回と異なりますので、ご注意ください。

交通案内 地下鉄「大手町駅」C2b出口直結

東京メトロ

- 千代田線「大手町駅」 神田橋方面改札より徒歩約2分
- 丸ノ内線「大手町駅」 サンケイ前交差点方面改札より徒歩約5分
- 半蔵門線「大手町駅」 皇居方面改札より徒歩約5分
- 東西線 「大手町駅」 西改札より徒歩約9分
「竹橋駅」 4番出口より徒歩約2分

都営地下鉄

- 三田線 「大手町駅」 大手町方面改札より徒歩約6分



オンライン視聴のご案内

配信日時

2022年6月26日（日曜日）午後2時から株主総会終了まで
※配信画面へのアクセスは午後1時45分より可能です。

配信URL

<https://web.sharely.app/login/lifenet20220626>

ログイン方法

- ① 上記の配信URLまたは右のQRコードにアクセス
- ② 「株主番号」・株主名簿上のご登録住所の「郵便番号」の2点を入力しログイン



株主総会のオンライン視聴に関する詳細は6ページをご参照ください。
なお、株主総会をオンラインでご視聴される株主さまは、4ページをご参照いただき、事前の議決権行使をお願い申し上げます。

ライフネット生命保険株式会社

(証券コード：7157)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。